

県税減免等問い合わせ先

内 容	税 目	問い合わせ先	電話番号
納期限の延長	個人事業税 不動産取得税 自動車税(※)	県北広域本部 総務部課税課	0968 (25) 4124
	法人県民税・事業税 県民利子割・配当割 株式等譲渡割・県たばこ税 ゴルフ場利用税	県央広域本部 税務部課税第一課	096 (352) 4111
	鉱区税	県央広域本部 税務部課税第二課	
	個人事業税 軽油取引税 産業廃棄物税	県北広域本部 総務部課税課	0968 (25) 4124
納税の猶予	自動車税 自動車取得税	県自動車税事務所	096 (368) 4300
		県北広域本部 総務部収税課	0968 (25) 4272 0968 (25) 4115 0968 (25) 4116

※自動車税の減免については、各広域本部または自動車税事務所でご相談いただけます。

年金生活者等支援 臨時福祉給付金について

村では、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請準備をしていますが、この度の震災により、支給対象者への申請書の発送などが困難な状況になっています。本来であれば給付金の支給にあたって、支給対象者から申請書を提出いただく必要がありますが、このような状況から、今回の「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の支給については、6月15日(水)までに申請意思がない旨の申出がない限り、給付金の申請意思があり申請書の提出があったものとみなした上で、支給対象者への一括振込みを予定しています。振込口座については平成27年度臨時福祉給付金の振込口座とします。支給対象者は、次のとおりです

■支給対象者

平成27年1月1日時点で本村に住民登録がされており、平成29年3月31日までに65歳以上になる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人で、平成27年度村民税が非課税の人)。

ただし、①平成27年度市町

村民税が課税されている人に扶養されている人 ②生活保護受給者 ③給付金の申請意思のない人は対象外です。
※申請意思のない人は、6月15日(水)までに役場住民福祉課にその旨ご連絡ください。(申請意思がある人は、連絡する必要はありません)

■支給額

1人につき 30,000円
(支給は1回限りで、原則として支給対象者の金融機関口座に振り込みます)

■支給時期

7月(予定)

〈問い合わせ〉

役場 住民福祉課
Tel (62) 9195

※支給対象者の要件などは、厚生労働省専用ダイヤル
Tel 0570 (037) 192
Tel 06 (7731) 2370
でもご案内しています。

(ただし、特定の人を対象者に該当するかどうかはご案内できません)

受給者証がなくても 障害福祉サービス 使うことができます

①これまでサービスを受けていれば、名前、生年月日、住所を伝えれば、サービスを受けることができます。

②今まで使っていなかった事業所からもサービスを受けることができます。

③これまで利用料を払っていた人も、利用料をすぐに払わなくて大丈夫です。(役場住民福祉課や事業所の窓口で相談してください)※食事代などはこれまでとおりです。

④新しくサービスを必要とする場合、変える場合は、役場住民福祉課に相談してください。

※地震後、村外にいる人も同じ扱いになります。
※補装具費、自立支援医療も同様です。

〈問い合わせ〉

役場 住民福祉課
Tel (62) 9195